

錦町国土強靱化地域計画

令和2年6月

熊本県錦町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本町の地域特性	5
1 地理的特性	
2 気象概況	
3 本町における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	15
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	18
第5章 計画の推進	40
【別紙1】	
脆弱性評価結果	42
【別紙2】	
強靱化推進方針に基づく取組一覧	60

はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

一方、熊本県においても、これまで数多くの自然災害に見舞われてきており、近年でも、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。

さらに、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害をもたらされた。

熊本県では、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 3 ヶ月半後に「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいる。本町においても、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「錦町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

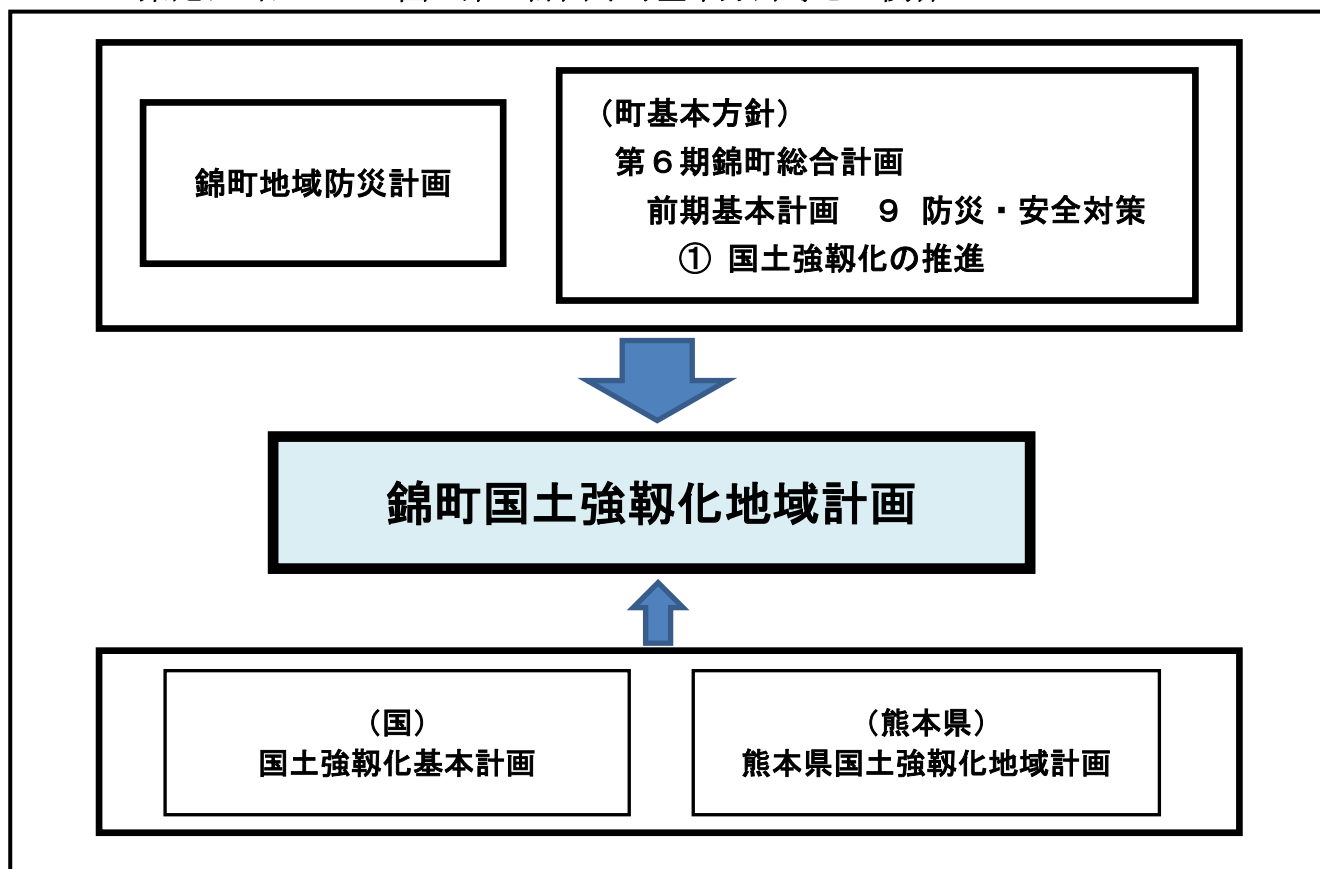
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「錦町国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

また、地域計画は、熊本地震の検証を踏まえた「錦町地域防災計画」や本町の基本方針である「第 6 期錦町総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

＜策定に当たっての国・県の計画や町基本方針等との関係＞



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、県の「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像や、「第6期錦町総合計画」で掲げる「国土強靱化の推進」を念頭に置き、本町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ①町民の生命を守ること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ①本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- ②短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること
- ③災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、町内各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと

- ④大規模災害に備え、県及び他市町村との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- ④人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑤国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ⑥施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑦人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- ②高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること
- ③自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

第2章 本町の地域特性

1 地理的特性

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側が海に面している。北は筑肥山地を境に福岡県と接している。県の中部から南部にかけては山岳地帯が多く、東は九州の脊梁をなす九州山地により大分県、宮崎県と、南は国見山地を挟んで鹿児島県とそれぞれ接している。

本町は、熊本県の南部、球磨郡のやや南に位置し、東にあさぎり町、西に人吉市、南に宮崎県えびの市、北は相良村と接している。東経 130 度 50 分 35 秒、北緯 32 度 11 分 52 秒の地点にあり、総面積は 84.93 km²である。

町内の中心部を国道 219 号線が東西に横断し、国道と並行して北に約 2 キロメートル隔てて清流球磨川が西流しており、この地域一体が集中した水田地帯となっている。

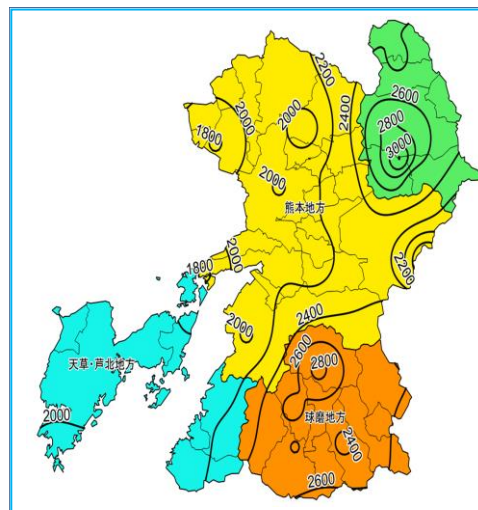
町内は、中心部を挟んで南部と北部に大きく区分でき、南部は山麓地帯だが、土地改良事業により畑地灌が一般的な圃場となっている。その後、一部が国の農村地域工業導入地区の指定を受け、企業誘致が進んだ。また、この地域一帯は、町特産の梨、桃の産地である。北部は、丘陵地帯で一部ゴルフ場となっているほか、土地改良事業による畑地造成、区画整理等が行われ、お茶の産地としても知られている。

地質は、球磨川沿岸平坦部が沖積層であるほか、南部北部とも主に洪積層の段丘堆積物で形成され、南部山岳部は泥岩が主の中世層となっている。

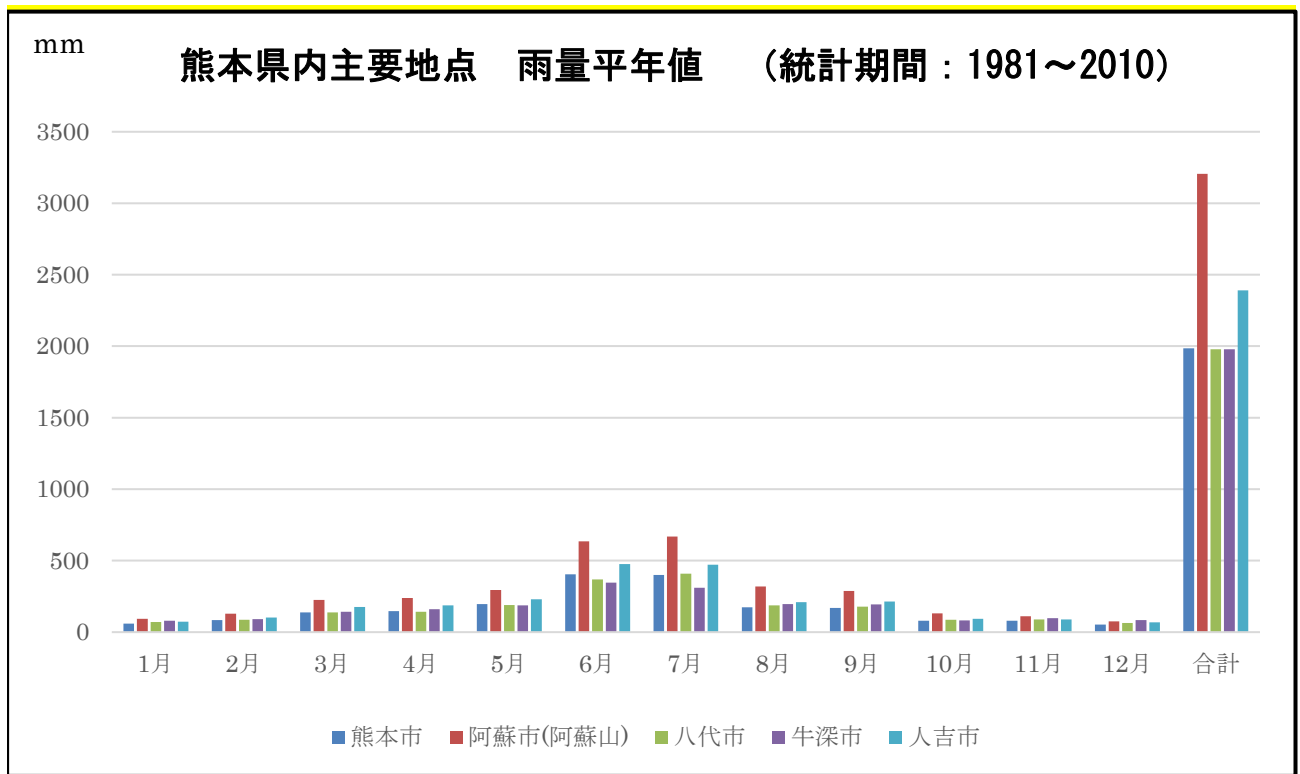
2 気象概況

球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候で、九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい気候となっている。特に、梅雨時期の降水量は多く（6月～7月の2ヵ月間で年間降水量の約4割が降る）、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

県内の他地域と比較しても、九州山地の西側にあたる阿蘇地方、球磨地方が特に多く、球磨地方では年間約 2,400mm 雨が降る。

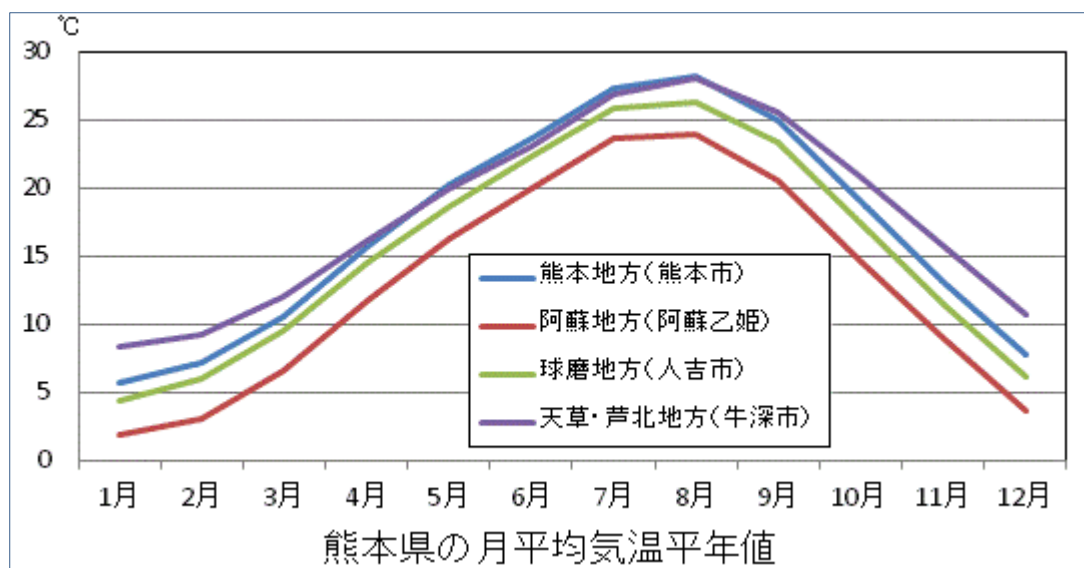


年間降水量分布図 単位(mm)
(出典：熊本地方気象台)



[参考：熊本県内主要地点 雨量平年値 (統計期間：1981～2010) 熊本地方気象台資料]

県内気温は、阿蘇地方の平均気温が 13℃前後で夏は涼しく冬は厳しい寒さとなる一方、天草地方は年平均気温が 17℃前後と温暖な地帯に属している。熊本地方の平野部は、平均気温が 16℃前後と高く、また、球磨地方の平均気温は 13℃～15℃であるが、いずれも夏は暑く冬は寒い内陸性の気候となっている。



(出典：熊本地方気象台ホームページ)

3 本町における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

1 及び 2 で示した自然特性から、熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。

県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、主に菊池川、白川、緑川、球磨川の上流域で、大雨が降りやすい。

平成 24 年（2012 年）7 月に発生した熊本広域大水害では、阿蘇外輪山上空で次々と積乱雲が発生し、線状降水帯が形成されたことにより 24 時間で 500mm を超える大雨となった。

梅雨期に相当する 6 月～7 月の 2 ヶ月間の降水量（1981 年～2010 年の平年値）は、特に県北東部と南東部の山間は 1000mm 以上の多雨域となっているのに対し、西部の沿岸部では 800mm 前後と地域的な差が生じている。

また、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

平成 15 年（2003 年）7 月の県南集中豪雨災害では、水俣・芦北地域を中心とした局地的な豪雨により、水俣市で甚大な土砂災害が発生し、19 名の人命が失われた。また、平成 24 年（2012 年）7 月の熊本広域大水害では、阿蘇地域や熊本市で甚大な土砂災害や浸水被害を引き起こし、特に阿蘇地域では 25 名の死者・行方不明者が発生した。さらに、平成 28 年（2016 年）6 月の大雨災害では、県内各地に熊本地震と関連した土砂災害をもたらし、5 名の人命が失われた。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅で V 字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成 3 年（1991 年）9 月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第 19 号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。また、平成 11 年（1999 年）9 月に天草諸島を通過して熊本県に上陸した台風第 18 号は、八代海周辺に甚大な高潮災害

をもたらした。特に、宇城市不知火町（旧宇土郡不知火町）では大規模な高潮が発生し、12名の人命が失われた。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和20年の阿久根台風や昭和26年のルース台風のように10月に上陸することもある。

[参考1] 錦町地域防災計画危険箇所等

1 水防警報及び洪水予報発令基準

河川名	観測所	水防警報及び洪水予報発令基準	担当官署
球磨川 (洪水予報河川)	一武観測所	水防団待機水位 3.50m はん濫注意水位 4.30m 避難判断水位 4.40m はん濫危険水位 4.50m	国土交通省 八代河川国道事務所
川辺川 (水位周知河川)	県川辺	水防団待機水位 3.39m はん濫注意水位 3.82m 避難判断水位 3.82m はん濫危険水位 4.00m	熊本県 球磨地域振興局

2-1 球磨川水系重要水防区域（Aランク重点）

水防上最も重要な箇所、洪水が堤防を越える恐れがある箇所。または、川満杯に洪水が流れた時に堤防が壊れる恐れがある（堤防の大きさが不足している）箇所。

番号	河川名	地先名	位置(km)	延長(m)	備考
41	球磨川	西一丸	左岸64/600	180	河道断面不足 ゼンカイミート

2-2 球磨川水系重要水防区域（Bランク）

水防上重要な箇所、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない箇所。または、堤防の大きさに余裕がない箇所。

番号	河川名	地先名	位置(km)	延長(m)	備考
33	球磨川	西京ノ峰	66/400		球磨川第4鉄道橋 (河道断面不足)
34	球磨川	西川后島	左岸66/700	220	河道断面不足 木綿葉大橋下流
35	球磨川	木上十日市	右岸69/280	30	堤防断面積不足 球磨アサコン南側
36	球磨川	木上十日市	右岸69/540	40	錦大橋の橋脚付近 が洗掘の恐れ
37	球磨川	木上十日市	右岸69/580	640	堤防断面積不足 錦大橋上流

2-3 球磨川水系重要水防区域（要注意）

過去に堤防が壊れた跡、昔、川が流れていた箇所。

番号	河川名	地先名	位置(km)	延長(m)	備考
47	球磨川	西一丸	左岸64/800	630	昭和40年7月降雨
49	球磨川	西川后島	左岸66/910	420	旧川跡、木綿葉大橋～大谷川
50	球磨川	西川后島	左岸67/300	370	
51	球磨川	西川后島	左岸67/690	480	
52	球磨川	西川后島	左岸68/290	390	
53	球磨川	西川后島	左岸68/700	210	
54	球磨川	西川后島	左岸68/900	170	
55	球磨川	一武平岩	左岸69/860	600	旧川跡、大谷川～錦大橋
56	球磨川	木上岩城	右岸70/600	300	旧川跡、球磨大橋下流
57	球磨川	木上平良	左岸71/300	50	旧川跡、水無川下流
58	球磨川	木上平野	左岸71/670	40	旧川跡、冷水川下流
59	球磨川	木上平川	右岸71/710	30	旧川跡、木上大橋上流
60	球磨川	木上平野	左岸72/760	140	旧川跡、冷水川～木上大橋上流
61	球磨川	木上平野	左岸73/560	80	
62	球磨川	木上平野	左岸73/790	30	

3-1 急傾斜崩壊危険箇所（県指定ランクⅠ）

被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所。

番号	地区名	所在地	人家数	公共施設
1	北京の峰	西天下鶴(久保田宅～早田宅一帯)	5	町道100m
2	南京の峰	西天下鶴(天下神社一帯)	5	町道100m
3	上一丸	西上一丸(神城温泉裏一帯)	1	
4	大正	西大正(藤田宅～立作宅一帯)	5	町道200m
5	内村	一武内村(内村一帯)	5	町道50m
6	迫・野間	木上権現尾(迫・野間一帯)	22	県道200m
7	荒田	木上荒田(村山宅～福田宅一帯)	12	町道100m
8	岩城	木上岩城・馬場(吉川宅～旧桑原宅一帯)	21	町道400m
9	山下	木上山下(湯平団地一帯)	15	県道200m

3-2 急傾斜崩壊危険箇所（県指定ランクⅡ）

被害想定区域内に人家が1戸から4戸ある箇所。

番号	地区名	所在地	人家数	公共施設
1	無田の原	西無田の原(赤池征二宅)	1	町道50m
2	一丸	西一丸(早田忠夫宅北側斜面)	5	町道50m
3	上一丸	西上一丸(今村宅一帯)	2	国道100m
4	京の峰B	西京の峰(淵田清宅北側斜面)	1	
5	京の峰A	西京の峰(犬童敏宅)	1	
6	久保宇野	西久保宇野(日根野敦之宅)	1	町道50m
7	久保宇野	西久保宇野(津曲和夫宅)	1	
8	大正	西大正(下田一幸宅)	1	
9	上黒辺田野	西上黒辺田野(西村、原田宅)	2	
10	鍋山	西鍋山(山本正年宅)	1	農道50m
11	内村A	一武上福島(八幡宮北側斜面)	1	町道50m
12	内村B	一武内村(栗原国光宅東側)	1	町道50m
13	覚井	一武覚井(旧柳瀬薫宅西側)	1	
14	木上A	木上由留木(増木正二郎宅一帯)	4	町道100m
15	木上B	木上由留木(深水和美宅一帯)	2	農道50m
16	山下A	木上山下A(山下集落センター北側)	12	町道100m
17	目郎A	木上目郎(那須龍介宅)	2	町道100m
18	目郎B	木上目郎(旧椎葉武宅一帯)	2	
19	目郎C	木上目郎(岩本健士宅一帯)	3	町道100m
20	木上C	木上荒田(旧鶴崎毅宅)	1	町道50m
21	迫A	木上迫(迫公民館一帯)	4	町道100m
22	迫B	木上迫(元田清範宅一帯)	5	町道100m
23	迫C	木上迫(桑原英二宅一帯)	2	

4-1 県指定土石流危険溪流（ランクⅠ）

土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流。

番号	溪流名	溪流長(km)	保全対象区域の現況	備考
1	汁谷川	0.29	人家 8戸	旧別府公民館一帯
2	小鶴川	0.27	人家 2戸	寺村研修センター一帯
3	尾谷川	0.40	人家 23戸	狩政お堂一帯

4-2 県指定土石流危険溪流（ランクⅡ）

土石流危険区域内に人家が1戸から4戸以上ある場合の当該区域に流入する溪流。

番号	溪流名	溪流長(km)	保全対象区域の現況	備考
4	寺川	0.24	人家 2戸	上黒辺田野 園田宅一帯

5 錦町指定の危険箇所

番号	地区名	所在地	災害種別	予想される災害	戸数
1	無田の原	内山一夫宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	1
2	一丸	ゼンカイミート一帯	浸水	球磨川、鳩胸川の氾濫による浸水	1
3	久保宇野	新宮寺一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ、北側の地滑り	1
4	大正	原田厚司宅一帯	地滑り	宅地西側の地滑り	1
5	大正	木もれ陽会一帯	地滑り	西側一帯の地滑り	2
6	鍋山	立石宅一帯	土石流	裏山からの土石流	3
7	上一丸	森田宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	5
8	上大鶴	櫛本美津子宅一帯	土石流	宇土の口谷上流からの土石流	2
9	上大鶴	櫛本美津子宅一帯	護岸崩壊	宅地南側の護岸崩壊による浸水	1
10	上大鶴	勘米良安代宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	2
11	上大鶴	椎葉信久宅一帯	浸水	高柱川の氾濫による浸水	1
12	土屋	旧桝永宅一帯	がけ崩れ	宅地西側のがけ崩れ	1
13	小川	旧末永宅一帯	浸水	水路の氾濫による浸水	1
14	小川	尾方ミヨ宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	1
15	狩政	広瀬良幸宅一帯	土石流	下里山からの土石流及び増水	2
16	下本別府	堤尻ため池	決壊	増水によるため池決壊	2
17	平川	字湯田一帯	がけ崩れ	がけ崩れ、地滑り	5
18	覚井	西建設一帯	がけ崩れ	木上小斜面からのがけ崩れ	3
19	野間	野間川周辺	護岸崩壊	野間川の自然護岸崩壊	11
20	野間	久保田三郎宅一帯	町道浸水	黒坂地区からの増水による町道浸水	0
21	由留木	智源寺一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ、東側地滑り	1
22	由留木	加茂神社一帯	がけ崩れ	神社一帯の町道へのがけ崩れ	0
23	緑ヶ丘	肝付六男宅一帯	地滑り	宅地から町道方向に地滑り	3
24	木上平岩	木上平岩一帯	がけ崩れ	飛行場水路の氾濫によるがけ崩れ	10

【参考2】過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13 (昭和2)	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953.6.26～28 (昭和28)	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26 (昭和32)	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972.7.3～6 (昭和47)	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982.7.23～25 (昭和57)	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984.6.21～7.1 (昭和59)	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990.6.28～7.3 (平成2)	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991.9.27 (平成3)	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999.9.23～24 (平成11)	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003.7.20 (平成15)	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012.7.12 (平成24)	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016.6.19～25 (平成28)	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

(2) 地震災害

① 町内の活断層

本町には、国内における主要活断層の一つである、人吉盆地南縁断層が存在している。名称のとおり、人吉盆地の南縁に沿って分布する活断層で、湯前町から多良木町、あさぎ

り町、本町を経て人吉市東部に至る、長さは約 22km、概ね北東から南西方向に伸びる断層である。

この断層は地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、国内の主要活断層の中でも、今後 30 年以内に地震が発生する可能性がやや高いグループに属するとされている。（平成 29 年 1 月 1 日現在）

[参考 3] 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯 (野稻岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

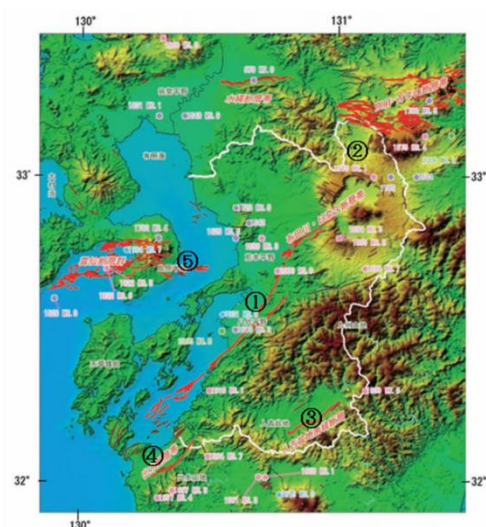
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典: 主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

[参考 4] 熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

② 南海トラフ地震

静岡県駿河湾から宮崎県日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が約89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されている（注1、注2）。

熊本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成25年12月）に基づき、県内の10市町村（注3）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者120人、建物の全壊18,900棟などとなっている。

（注1）（出典）宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

（注2）（出典）大分県地震津波被害想定調査結果

（注3）宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

[参考5] 過去の主な地震・津波災害

西暦(和暦)	地域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5~6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m~20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害:死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害:197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	(平成29年9月13日時点)

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度]	震度7(益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

[参考6] 熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項目 (注1)	布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値	
津波規模	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m	
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	1 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人	

(注1)本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2)別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3)布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、32の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力共有ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（3）評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりま

とめる。

- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績評価指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙1のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

（1）ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

（2）代替性・多重性の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

（3）国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、町、防災関係機関、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村との連携だけでなく、平時から国や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

（4）自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・町だけでなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

（5）特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸による被害も発生しやすい。また、人吉盆地南縁断層が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

(住宅等の耐震化) 【地域整備課】

- 県の耐震診断士派遣制度等を活用し、住宅等の耐震状況を把握しながら人的・物的被害双方の軽減と災害に強いまちづくりを進めるため、国の公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震化を推進する。

(宅地の耐震化) 【地域整備課・総務課】

- 地震発生時の土砂災害や宅地の崩壊に対して、関係行政機関と連携して急傾斜地対策などのハード整備を推進するとともに、ハザードマップや盛土造成地マップなどによる町民への注意喚起を行う。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【地域整備課・総務課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地において、避難・延焼遮断空間の確保のため道路等の整備を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、人吉下球磨消防本部及び消防団と連携し、普及促進を図る。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊

急地震速報等を活用した初動対応訓練を実施する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、防災訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町・県ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（1-2）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止） 【総務課・教育振興課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、関係機関と連携し、非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・地域整備課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、国・県からの支援を得ながら非構造部材も含めた耐震化を推進する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、人吉下球磨消防組合を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町・県ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（1-3）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【地域整備課・総務課・その他関係課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、住宅地等を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、県統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップ作成するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用を検討する。

(円滑な避難のための道路整備) 【地域整備課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での排水施設の改良等の冠水対策を進める。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】

- 避難勧告等を適切に発令するよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を得るとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを進める。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町・県ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、防災訓練等の結果を踏まえ、非常時優

先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(土砂災害警戒区域等の周知)【総務課・企画観光課】

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備を進める。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、防災訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課】(再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するた

め、SNSや県・町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難勧告等を適切に発令するよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を得るとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを進める。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

（要支援者対策の推進）【健康保険課・住民福祉課・総務課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【企画観光課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を進める。

（外国人に対する情報提供の配慮）【住民福祉課・総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し災害時に多言語によるホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成等の充実を図る。

（学校の災害対応の機能向上）【教育振興課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（2-1）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を勧める。

（備蓄の推進）【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他都道府県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に県及び町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

(水道施設の耐震化等) 【地域整備課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、施設の中長期的な更新計画策定を進めるとともに、国庫補助等を活用した施設整備等により、水道施設の耐震化を推進する。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【健康保険課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【地域整備課】

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し) 【総務課・健康保険課・住民福祉課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)

【総務課・健康保険課・住民福祉課・教育振興課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種施設の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底) 【総務課・健康保険課・住民福祉課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築) 【総務課・健康保険課・住民福祉課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を実施する。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康保険課】

- 避難者の健康悪化を防ぐため関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策等を実施するための体制を整備する。

（福祉避難所の円滑な運営）【健康保険課・住民福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自主防災組織、消防団、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（災害時の活動拠点等の整備）【企画観光課】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

（２－３）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取組み）【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災訓練等に取り組む。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【地域整備課・農林振興課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（地域コミュニティの維持）【総務課・企画観光課・健康保険課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

（農業用排水施設の更新整備及び保全管理）【農林振興課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

（２－４）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、防災訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用し資機材の整備を進める。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】（再掲）

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【地域整備課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、救助・

救急ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(BCP等の作成) 【健康保険課】

- 大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込んだ業務継続計画（BCP）の策定など、医療活動の継続に必要な対策を推進する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【地域整備課】

- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-6) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康保険課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を推進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、関係機関と連携して防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康保険課】 (再掲)

- 避難者の健康悪化を防ぐため関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策等を実施するための体制を整備する。

(下水道BCPの充実) 【地域整備課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・教育振興課・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所を確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信する Jアラート (全国瞬時警報システム) や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する Lアラート (災害情報共有システム) を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報 (水位、雨量、カメラ画像等) を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNS や町・県ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化) 【総務課・企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【企画観光課】

- 大規模災害後、事業者が事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を推進する。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【地域整備課】 (再掲)

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【地域整備課・企画観光課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

(5-2) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農林振興課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農林振興課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農林振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を推進する。

(共済加入の推進) 【農林振興課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を推進する。

(5-3) 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他都道府県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に県及び町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を進める。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【地域整備課】 (再掲)

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(災害時の活動拠点等の整備) 【企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるように、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

- 大規模災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【地域整備課】 (再掲)

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、施設の中長期的な更新計画策定を進めるとともに、国庫補助等を活用した施設整備等などにより、水道施設の耐震化を推進する。

(上水道BCPの策定) 【地域整備課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画(BCP)策定に向け取り組む。

(6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【地域整備課】

- 大規模災害時の污水处理機能の長期停止を防止するため、下水道施設等の耐震化等を進める。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を進める。

（浄化槽の整備等）【地域整備課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進める。

（下水道BCPの充実）【地域整備課】（再掲）

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

（6-4）地域交通ネットワークが分断する事態

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【地域整備課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、地域交通ネットワークの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

（7-1）住宅密集地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【地域整備課・総務課】（再掲）

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地において、避難・延焼遮断空間の確保のため道路等の整備を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、人吉下球磨消防本部と連携し、普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 大規模災害時における消防団員の対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

（自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用し資機材の整備を進める。

（7-2）沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【地域整備課】

- 大規模災害時の沿道建築物やブロック塀、電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。

（被災建築物等の迅速な把握）【地域整備課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（7-3）ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【農林振興課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性について判定し、計画的に改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

（道路防災施設の維持管理・更新）【地域整備課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画の策定に向け取り組み、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

（7-4）有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【住民福祉課・企画観光課】

- 有害物質の拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底などを促進するとともに、有害物質に関する情報を共有し、町民への情報発信や流出物の回収・処理が迅速にできる体制を関係機関と連携し構築する。

（7-5）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農林振興課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し農業生産活動を維持するとともに、保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【農林振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【農林振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（中山間地域の振興）【農林振興課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定) 【住民福祉課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、平成30年12月に策定した錦町災害廃棄物処理計画について、町の情勢を勘案しながら随時見直しを行う。

(仮置場の選定) 【住民福祉課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物を一時的に保管する仮置場について、避難場所等も考慮しながら場所及び面積等を検討し候補地の選定を進める。

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 【地域整備課・総務課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、県内外の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災建築物等の迅速な把握) 【地域整備課】 (再掲)

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、職員を対象とする住家被害認定調

査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（地震保険加入率の向上）【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

（相談体制の整備）【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、行政告知端末等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

（金融機関や商工団体等との連携）【企画観光課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。

（８－４）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時に、地域との間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携を強化し、訓練等を通じて地域防災リーダーの育成などを進める。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資機材の整備充実等の支援を行う。

（地域と学校の連携）【教育振興課】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）【総務課・企画観光課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能

別消防団員の確保・拡大も含め、消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用し資機材の整備を進める。

(8-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【地域整備課】

- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【地域整備課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績評価指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね4年ごとに内容を見直すこととする。

<重要業績評価指標（KPI）一覧>

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスク/財
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる					
町管理河川の整備率	65%	H31	70%	R5	1-3
道路網の整備率	82.6%	H31	85.0%	R5	1-3
橋梁点検実施率（※）	100%	H31	100%	R5	1-3
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）					
水道基幹管路の耐震適合率	21.74%	H31	25.0%	R5	2-1
道路網の整備率（再掲）	82.6%	H31	85.0%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5
橋梁点検実施率（再掲）（※）	100%	H31	100%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5
自主防災組織のうち防災訓練や防災巡視等を実施している組織の割合（※）	100%	H31	100%	R5	2-3、2-4
消防団員の確保（機能別含む）	団員数378人	H31	団員数350人	R5	2-4
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない					
BCP策定支援延べ企業数	0	H31	10社	R5	5-1
道路網の整備率（再掲）	82.6%	H31	85.0%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5、5-1、5-3
橋梁点検実施率（再掲）（※）	100%	H31	100%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5、5-1、5-3
農業共済加入率	園芸施設共済 36% 果樹共済 24%	H31	園芸施設共済 40% 果樹共済 25%	R5	5-2
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る					
水道基幹管路の耐震適合率（再掲）	21.74%	H31	25.0%	R5	2-1、6-2
下水道管きよ（幹線）の耐震化率	5.4%	H31	6.0%	R5	6-3
下水道・合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率	63%	H31	65%	R5	6-3

道路網の整備率（再掲）	82.6%	H31	85.0%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5、5-1、5-3、6-4
橋梁点検実施率（再掲）（※）	100%	H31	100%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5、5-1、5-3、6-4
7 制御不能な二次災害を発生させない					
消防団員の確保（機能別含む）（再掲）	団員数378人	H31	団員数350人	R5	2-4、7-1
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する					
自主防災組織のうち防災訓練や防災巡視等を実施している組織の割合（再掲）（※）	100%	H31	100%	R5	2-3、2-4、8-4
消防団員の確保（機能別含む）（再掲）	団員数378人	H31	団員数350人	R5	2-4、7-1、8-4
道路網の整備率（再掲）	82.6%	H31	85.0%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5、5-1、5-3、6-4、 8-5
橋梁点検実施率（再掲）（※）	100%	H31	100%	R5	1-3、2-1、2-3、2-4、 2-5、5-1、5-3、6-4、 8-5
町管理河川の整備率（再掲）	65%	H31	70%	R5	1-3、8-6

（※）H31時点の100%という現状値をR5時点でも維持する。

【別紙1】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【地域整備課】

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【地域整備課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止） 【総務課・教育振興課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止） 【総務課・地域整備課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達） 【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等） 【地域整備課・総務課・その他関係課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

（円滑な避難のための道路整備） 【地域整備課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

（避難勧告等の適切な発令） 【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】 (再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告が適切に発令される必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【健康保険課・住民福祉課・総務課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【企画観光課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【住民福祉課・総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育振興課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（備蓄の推進）【総務課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、必要な備蓄を行う必要がある。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（水道施設の耐震化等）【地域整備課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（医薬品・医療機器等の確保対策）【健康保険課】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備） 【地域整備課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所の体制整備） 【総務課・健康保険課・教育振興課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、体制を整備する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策） 【健康保険課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（福祉避難所の円滑な運営） 【健康保険課・住民福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

（指定避難所以外の被災者の把握体制） 【総務課・企画観光課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取組み） 【総務課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【地域整備課・農林振興課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実働機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（孤立集落発生防止の防止）【農林振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理を実施する必要がある。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県内外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所と同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【地域整備課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【地域整備課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【健康保険課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康保険課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（下水道BCPの充実）【地域整備課】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を構築する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・教育振興課・各施設所管課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務課・企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) 【総務課・企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【企画観光課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な産業の競争力が低下するおそれがあることから、町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【地域整備課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【地域整備課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農林振興課】

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制の構築）【農林振興課】

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【農林振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

（共済加入の推進）【農林振興課】

- 風水害などにより、農作物が被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【地域整備課】（再掲）

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（災害時の活動拠点等の整備）【企画観光課】（再掲）

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【地域整備課】（再掲）

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（上水道BCPの策定）【地域整備課】

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）【地域整備課】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進する必要がある。

(浄化槽の整備等) 【地域整備課】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【地域整備課】 (再掲)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【地域整備課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【地域整備課・総務課】 (再掲)

- 大規模地震時、住宅密集地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県内外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所と同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【地域整備課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【地域整備課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【農林振興課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

（道路防災施設の維持管理・更新）【地域整備課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【住民福祉課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林振興課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【農林振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【農林振興課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(中山間地域の振興) 【農林振興課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【住民福祉課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害ボランティアとの連携）【総務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【地域整備課】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、町民の地震保険加入を促進する必要がある。

（災害ボランティアとの連携）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（相談体制の整備）【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、県民からの各種相談に対応する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【企画観光課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域と学校の連携）【教育振興課】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティの維持）【総務課・企画観光課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図る必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所ですべて同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【地域整備課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【地域整備課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

【別紙2】 強靱化推進方針に基づく取組一覧

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住宅等の耐震化	公営住宅等の改修・建替え・除却等	町営指杉団地 町営新指杉住宅 町営白坂団地 町営野間住宅 町営雨堤第1住宅 町営雨堤第2住宅 町営踊場住宅 町営原田川住宅		地域整備課
	県等の耐震診断士派遣制度の活用	木造住宅・建築物等の耐震診断の実施・耐震化支援		
	戸建て木造住宅耐震化支援事業	戸建て木造住宅・建築物等の耐震診断の実施・耐震化支援		
宅地の耐震化	急傾斜地、土砂災害警戒区域等住民への周知	急傾斜地、土砂災害警戒区域等住民への周知・各種事業の周知・支援		地域整備課
住宅密集地における火災の拡大防止	公営住宅等の防火対策	町営指杉団地 町営新指杉住宅 町営白坂団地 町営野間住宅 町営雨堤第1住宅 町営雨堤第2住宅 町営踊場住宅 町営原田川住宅	7-1	地域整備課
	避難・延焼遮断空間確保のための町道の道路整備	一丸久保線 無田一丸線 無田ノ原線 一丸線 上一丸線 一丸久保宇野線 京ノ峰線 京ノ峰久保線 久保宇野線 瀬口線 山江錦線 尾町福島線 尾町線 下須線 八幡線 大王出口線		

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住宅密集地における火災の拡大防止	避難・延焼遮断空間確保のための町道の道路整備	橋ノ口線 岩ヶ町線 丸塚線 迫瀬高柱線 向井橋線 中福良線 中福良久保線 中福良第二線 八幡大王線 大王第二線 大王線 三丁指杉線 亀塚線 木下線 久保出口線 風月野線 木揚黒辺田野線 井手ノ口線 木揚井手ノ口線 上井手ノ口線 桑木原線 松里永野線 下大鶴線 指杉線 松里指杉線 百太郎線 柳田線 大正線 井手ノ下線 一本杉線 大王原第五線 大王原第三線 大王原第四線 大王原線 大王原第二線 小迫木揚線 大正木揚線 今山線 今山永野線 鍋山線 深堀永野線 大鶴線 永野線 下ノ原線 山の手線 村中線 黒辺田野瀬 小峯線	7 - 1	地域整備課

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住宅密集地における火災の拡大防止	避難・延焼遮断空間確保のための町道の道路整備	漆畑線 小峰永野線 永野鍋山線 上大鶴線 上大鶴第二線 起原門田線 大鶴狩政線 七曲線 松里線 大王第三線 力迫線 黒辺田野第二線 岩浪線 追瀬線 今山第二線 迫瀬第二線 大王松里線 下須中福良線 百太郎第二線 下大鶴第二線 大王第四線 中の迫線 沼岩ヶ町線 無田ノ原第二線 下大鶴第三線 岩浪第二線 久保線 井手ノ口桑木原線 一丸第二線 浜川線 平岩第二線 平岩役場線 平岩第三線 一武平岩線 東方線 東方覚井線 沼田福島線 一武駅通り線 上平岩第一線 上平岩第二線 大木蒔田線 福島佐土原線 福島山仁田線 土屋小川線 土屋線 一武覚井線 家畜市場線 鳥居松線	7 - 1	地域整備課

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住宅密集地における火災の拡大防止	避難・延焼遮断空間確保のための町道の道路整備	水無川線 福島原線 尾丸堀ノ内線 久保昭和線 雪草雨堤線 万吉原線 下原切原野線 下原線 下原第二線 昭和線 清尾第一線 清尾第二線 龍堀原線 原村栄線 原村線 原村第二線 山仁田線 昭和第二線 立野線 工業団地線 狩政線 診療所線 本別府線 塚ノ原別府線 新久保線 宮谷線 山仁田中島線 志戸内谷線 山仁田第二線 三平松線 大平線 中原線 茶畑線 東中原工区線 中原野村線 野村線 横山線 中園線 切原野線 狩政線 大谷原線 別府線 水堀中島線 汗谷線 小鶴線 寺村線 堂ノ前線 運動広場線	7 - 1	地域整備課

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住宅密集地における火災の拡大防止	避難・延焼遮断空間確保のための町道の道路整備	平岡平岩線 台原線 平岩野間線 新立岩城線 村松第一線 村松第二線 野間高原線 覚井高原線 二ツ池線 高原線 荒野線 高原目郎線 平川森線 平川谷線 新立第一線 新立第二線 新立第三線 新立山下線 山下線 日記堂線 滝ノ水線 野間迫線 迫線 木上覚井線 杉園神倉線 神倉線 明覚寺線 大王神社線 目郎第一線 目郎第二線 目郎第三線 目郎第四線 佐土原十日市線 由留木線 登立線 新立第三線 山下十日市線 岩下線 十日市第一線 十日市第二線 錦中央線 木上堤防線 馬場荒田線 荒田線 目郎岩城線 馬場線 平川平野線 平良堤防線	7 - 1	地域整備課

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住宅密集地における火災の拡大防止	避難・延焼遮断空間確保のための町道の道路整備	平野線 下鶴平良線 下鶴線 平良第一線 平良第二線 平良第三線 門入線 平良線 養漁場線 高黒線 安心線 上野線 平野表線 安心堺角線 新並木知敷原線 嬉野知敷原線 七代線 下り藤線 平岡線 杉の場線 塚の原線 緑ヶ丘線 平良第四線 本町線 平岩線 野間線 久社線 安前尾丸線 目郎堤防線 知敷原第一線 知敷原第二線 知敷原第三線 知敷原第四線 知敷原第五線 馬場第二線 平野第二線 野間平川線 下原栄線 才ノ原線 その他農道、法定外公共用道路等	7-1	地域整備課

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止	学校・教育施設の耐震化	小学校施設の改修 中学校施設の改修 給食センターの改修 社会教育施設の改修 社会体育施設の改修		教育振興課

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止	県等の耐震診断士派遣制度の活用	木造住宅・建築物等の耐震診断の実施・耐震化支援		地域整備課
	戸建て木造住宅耐震化支援事業	戸建て木造住宅・建築物等の耐震診断の実施・耐震化支援		

(1-3) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水による死傷者の発生

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
浸水被害の防止に向けた河川整備等	河川の護岸整備、改修、土砂・立竹木の撤去等	準用河川堀内川 準用河川汁谷川 準用河川小鶴川 準用河川冷水川 準用河川柳田川 準用河川寺川 準用河川古川 準用河川園川 砂防指定河川志戸内川（町管理箇所） 砂防指定河川尾谷川（町管理箇所） 砂防指定河川七中谷川（町管理箇所） 砂防指定河川鼠川（町管理箇所）		地域整備課
円滑な避難のための道路整備	道路の維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路側溝等排水施設の改良等	町道一覧No.1～No.246 掲載の道路及び橋梁一覧No.1～No.138 掲載の橋梁		地域整備課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
水道施設の耐震化等	水道施設等（管路含む）の整備	水道施設（西地区） 水道施設（一武地区） 水道施設（木上地区）	6-2	地域整備課
物資輸送ルート確保に向けた道路整備	町道の道路整備	一丸久保線	5-1 5-3	地域整備課
		一丸久保宇野線 山江錦線 木揚黒辺田野線 木揚井手ノ口線 松里永野線		

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
物資輸送ルート確保に向けた道路整備	町道の道路整備	下大鶴線 一本杉線 山の手線 松里線 水無川線 龍掘原線 工業団地線 狩政線 本別府線 高原線 錦中央線	5-1 5-3	地域整備課

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	学校施設の防災機能強化	小学校施設の改修 中学校施設の改修		教育振興課
	指定避難所の防災機能強化	社会教育施設の改修 社会体育施設の改修		

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
孤立集落の発生防止に向けた道路整備	町道・農道・橋梁等の整備	町道一覧No.1～No.246 掲載の道路及び橋梁一覧No.1～No.138 掲載の橋梁		地域整備課
	林道等の整備	林道志戸内線 汁谷線 尾谷線 狩政・曲り谷線 併用林道大鶴線		農林振興課
農業用排水施設の更新整備及び保全管理	農業用排水施設の更新	町内一円		農林振興課

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
救助・救急ルート確保に向けた道路整備	町道・農道・橋梁等の整備	町道一覧No.1～No.246 掲載の道路及び橋梁一覧No.1～No.138 掲載の橋梁		地域整備課

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	町道・農道・橋梁等の整備	町道一覧No.1～No.246 掲載の道路及び橋梁一覧No.1～No.138 掲載の橋梁		地域整備課

(2-6) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
下水道BCPの充実	下水道事業継続計画（BCP）の策定・見直し	下水道事業継続計画（BCP）の策定・見直し	6-3	地域整備課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	町道・農道・橋梁等の整備	町道一覧No.1～No.246 掲載の道路及び橋梁一覧No.1～No.138 掲載の橋梁		地域整備課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
上水道BCPの策定	水道事業継続計画（BCP）策定	水道事業継続計画（BCP）策定		地域整備課

(6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
下水道施設等の耐震等	下水道施設（管路含む）の整備	下水道施設（西地区） 下水道施設（一武地区） 下水道施設（木上地区）		地域整備課
	マンホールトイレの整備	避難所（西地区） 避難所（一武地区） 避難所（木上地区） 道の駅・錦（くらんど公園）		
浄化槽の整備等	浄化槽設置・維持管理等の支援	浄化槽設置支援補助金等		地域整備課

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	町道・農道・橋梁等の整備	町道一覧No.1～No.246 掲載の道路及び橋梁一覧No.1～No.138 掲載の橋梁		地域整備課

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
沿道建築物の耐震化、通行区間の確保	ブロック塀等耐震化支援事業	避難経路等の確保を図るため危険ブロック塀等の撤去費用等を補助する。		地域整備課
被災建築物等の迅速な把握	被災建築物応急危険度判定等の人材確保・育成等	被災建築物応急危険度判定等の人材確保・育成等	8-2	地域整備課

(7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路防災施設の維持管理・更新	道路防災施設等維持管理計画策定	道路防災施設等維持管理計画策定		地域整備課

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

方針項目	計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
鳥獣被害対策の推進	鳥獣害防止施設の整備	錦南部農道		農林振興課
適切な森林整備の促進	町有林の整備	皆伐した町有林への造林		農林振興課

町道一覧

No.	等級	路線番号	路線名称
1	一級道	1	一丸久保線
2	二級道	2	無田一丸線
3	その他道	3	無田ノ原線
4	その他道	4	一丸線
5	その他道	5	上一丸線
6	一級道・二級道・その他道	6	一丸久保宇野線
7	その他道	7	京ノ峰線
8	その他道	8	京ノ峰久保線
9	その他道	9	久保宇野線
10	その他道	10	瀬口線
11	一級道	11	山江錦線
12	二級道	12	尾町福島線
13	その他道	13	尾町線
14	その他道	14	下須線
15	その他道	15	八幡線
16	その他道	16	大王出口線
17	その他道	17	橋ノ口線
18	その他道	18	岩ヶ町線
19	その他道	19	丸塚線
20	その他道	20	追瀬高柱線
21	その他道	21	向井橋線
22	二級道	22	中福良線
23	その他道	23	中福良久保線
24	その他道	24	中福良第二線
25	その他道	25	八幡大王線
26	その他道	26	大王第二線
27	その他道	27	大王線
28	その他道	28	三丁指杉線
29	その他道	29	亀塚線
30	その他道	30	木下線
31	その他道	31	久保出口線
32	二級道	33	風月野線
33	二級道	34	木揚黒辺田野線
34	その他道	35	井手ノ口線

No.	等級	路線番号	路線名称
35	二級道	36	木揚井手ノ口線
36	その他道	37	上井手ノ口線
37	その他道	38	桑木原線
38	一級道	39	松里永野線
39	二級道	40	下大鶴線
40	その他道	41	指杉線
41	その他道	42	松里指杉線
42	その他道	43	百太郎線
43	その他道	44	柳田線
44	その他道	45	大正線
45	その他道	46	井手ノ下線
46	その他道	47	一本杉線
47	その他道	48	大王原第五線
48	その他道	49	大王原第三線
49	その他道	50	大王原第四線
50	その他道	51	大王原線
51	その他道	52	大王原第二線
52	その他道	53	小迫木揚線
53	その他道	54	大正木揚線
54	その他道	55	今山線
55	その他道	56	今山永野線
56	その他道	57	鍋山線
57	その他道	58	深堀永野線
58	その他道	59	大鶴線
59	その他道	60	永野線
60	その他道	61	下ノ原線
61	一級道	62	山の手線
62	その他道	63	村中線
63	その他道	64	黒辺田野線
64	その他道	65	小峯線
65	その他道	66	漆畑線
66	その他道	67	小峰永野線
67	その他道	68	永野鍋山線
68	その他道	69	上大鶴線
69	その他道	70	上大鶴第二線
70	その他道	71	起原門田線

No.	等級	路線番号	路線名称
71	その他道	72	大鶴狩政線
72	その他道	73	七曲線
73	その他道	74	松里線
74	その他道	75	大王第三線
75	その他道	76	力迫線
76	その他道	77	黒辺田野第二線
77	その他道	78	岩浪線
78	その他道	79	追瀬線
79	その他道	80	今山第二線
80	その他道	81	追瀬第二線
81	その他道	82	大王松里線
82	その他道	83	下須中福良線
83	その他道	84	百太郎第二線
84	その他道	85	下大鶴第二線
85	その他道	86	大王第四線
86	その他道	87	中の迫線
87	その他道	88	沼岩ヶ町線
88	その他道	89	無田ノ原第二線
89	その他道	90	下大鶴第三線
90	その他道	91	岩浪第二線
91	その他道	92	久保線
92	その他道	93	井手ノ口桑木原線
93	その他道	94	一丸第二線
94	その他道	101	浜川線
95	その他道	102	平岩第二線
96	二級道	103	平岩役場線
97	その他道	104	平岩第三線
98	その他道	105	一武平岩線
99	その他道	106	東方線
100	二級道	107	東方覚井線
101	その他道	108	沼田福島線
102	その他道	109	一武駅通り線
103	その他道	110	上平岩第一線
104	その他道	111	上平岩第二線
105	その他道	112	大木蒔田線
106	その他道	113	福島佐土原線

No.	等級	路線番号	路線名称
107	二級道	114	福島山仁田線
108	その他道	115	土屋小川線
109	その他道	116	土屋線
110	その他道	117	一武覚井線
111	一級道	118	家畜市場線
112	その他道	119	鳥居松線
113	一級道	120	水無川線
114	その他道	121	福島原線
115	その他道	122	尾丸堀ノ内線
116	二級道	124	久保昭和線
117	その他道	125	雪草雨堤線
118	その他道	126	万吉原線
119	その他道	127	下原切原野線
120	その他道	128	下原線
121	その他道	129	下原第二線
122	二級道	130	昭和線
123	その他道	131	清尾第一線
124	その他道	132	清尾第二線
125	その他道	133	龍堀原線
126	その他道	134	原村栄線
127	その他道	135	原村線
128	その他道	136	原村第二線
129	その他道	137	山仁田線
130	その他道	138	昭和第二線
131	その他道	139	立野線
132	その他道	140	工業団地線
133	二級道	141	狩政線
134	その他道	142	診療所線
135	一級道	143	本別府線
136	その他道	144	塚ノ原別府線
137	その他道	145	新久保線
138	その他道	146	宮谷線
139	二級道	147	山仁田中島線
140	その他道	148	志戸内谷線
141	その他道	149	山仁田第二線
142	その他道	150	三平松線

No.	等級	路線番号	路線名称
143	その他道	151	大平線
144	一級道	152	中原線
145	その他道	153	茶畑線
146	その他道	154	東中原工区線
147	その他道	155	中原野村線
148	その他道	156	野村線
149	その他道	157	横山線
150	その他道	158	中園線
151	その他道	159	切原野線
152	その他道	160	狩政線
153	その他道	161	大谷原線
154	その他道	162	別府線
155	その他道	163	水堀中島線
156	その他道	164	汁谷線
157	その他道	165	小鶴線
158	二級道	166	寺村線
159	その他道	167	堂ノ前線
160	その他道	168	運動広場線
161	その他道	202	平岡平岩線
162	その他道	203	台原線
163	二級道	204	平岩野間線
164	二級道	205	新立岩城線
165	その他道	206	村松第一線
166	その他道	207	村松第二線
167	その他道	208	野間高原線
168	その他道	209	覚井高原線
169	その他道	210	二ツ池線
170	一級道	211	高原線
171	その他道	212	荒野線
172	その他道	213	高原目郎線
173	その他道	214	平川森線
174	二級道	215	平川谷線
175	その他道	216	新立第一線
176	その他道	217	新立第二線
177	その他道	218	新立第三線
178	その他道	219	新立山下線

No.	等級	路線番号	路線名称
179	その他道	220	山下線
180	その他道	221	日記堂線
181	その他道	222	滝ノ水線
182	その他道	223	野間迫線
183	その他道	224	迫線
184	その他道	225	木上覚井線
185	その他道	226	杉園神倉線
186	その他道	227	神倉線
187	その他道	228	明覚寺線
188	その他道	229	大王神社線
189	その他道	230	目郎第一線
190	その他道	231	目郎第二線
191	その他道	232	目郎第三線
192	その他道	233	目郎第四線
193	その他道	234	佐土原十日市線
194	その他道	235	由留木線
195	その他道	236	登立線
196	その他道	237	新立第三線
197	その他道	238	山下十日市線
198	その他道	239	岩下線
199	その他道	240	十日市第一線
200	その他道	241	十日市第二線
201	一級道	242	錦中央線
202	その他道	243	木上堤防線
203	その他道	244	馬場荒田線
204	その他道	245	荒田線
205	その他道	246	目郎岩城線
206	その他道	247	馬場線
207	一級道	248	平川平野線
208	その他道	249	平良堤防線
209	その他道	250	平野線
210	その他道	251	下鶴平良線
211	その他道	252	下鶴線
212	その他道	253	平良第一線
213	その他道	254	平良第二線
214	その他道	255	平良第三線

No.	等級	路線番号	路線名称
215	その他道	256	門入線
216	一級道	257	平良線
217	その他道	258	養漁場線
218	その他道	259	高黒線
219	その他道	260	安心線
220	その他道	262	上野線
221	その他道	263	平野表線
222	その他道	264	安心堺角線
223	その他道	266	新並木知敷原線
224	その他道	267	嬉野知敷原線
225	その他道	268	七代線
226	その他道	269	下り藤線
227	その他道	270	平岡線
228	その他道	271	杉の場線
229	その他道	272	塚の原線
230	その他道	273	緑ヶ丘線
231	その他道	274	平良第四線
232	その他道	275	本町線
233	その他道	276	平岩線
234	その他道	277	野間線
235	その他道	278	久社線
236	その他道	279	安前尾丸線
237	その他道	280	目郎堤防線
238	その他道	281	知敷原第一線
239	その他道	282	知敷原第二線
240	その他道	283	知敷原第三線
241	その他道	284	知敷原第四線
242	その他道	285	知敷原第五線
243	その他道	286	馬場第二線
244	その他道	287	平野第二線
245	その他道	288	野間平川線
246	その他道	169	下原栄線

橋梁一覽

No.	橋梁名称	路線名
1	柳田川橋	一丸久保線
2	京の峰橋	一丸久保線
3	下篠橋	無田一丸線
4	新一丸橋	一丸久保宇野線
5	岩波橋	久保宇野線
6	木錦葉大橋	山江錦線
7	尾町第一橋	尾町福島線
8	新大谷川橋	尾町福島線
9	浜川第三橋	尾町福島線
10	平岩第一橋	尾町福島線
11	尾町第二橋	尾町福島線
12	四ノ井手橋	尾町福島線
13	向井橋	向井橋線
14	風月野橋	風月野線
15	大正第四橋	風月野線
16	小さで川橋	木揚黒辺田野線
17	木揚大橋	木揚黒辺田野線
18	第二木揚橋	木揚井手ノ口線
19	鼠川第二橋	木揚井手ノ口線
20	下木揚橋	木揚井手ノ口線
21	黒辺田野橋	松里永野線
22	狭間橋	松里永野線
23	大正第一橋	柳田線
24	大正第三橋	小迫木揚線
25	上木揚橋	大正木揚線
26	木揚第四橋	大正木揚線
27	今山第一橋	今山線
28	今山第二橋	今山線
29	鼠川第一橋	今山永野線
30	永野橋	鍋山線
31	下大鶴橋	大鶴線
32	王子山橋	山の手線
33	新七中谷橋	山の手線
34	下大鶴橋	山の手線

No.	橋梁名称	路線名
35	狩政橋	山の手線
36	別府橋	山の手線
37	宮の谷橋	山の手線
38	志戸内川橋	山の手線
39	中島第二橋	山の手線
40	横山橋	山の手線
41	小峰橋	山峰永野線
42	掘の口橋	松里線
43	岩波第二橋	岩波第二線
44	浜川第二橋	浜川線
45	平岩第三橋	平岩第二線
46	平岩第二橋	平岩役場線
47	平岩第四橋	平岩役場線
48	覚井第一橋	一武平岩線
49	東方第二橋	東方覚井線
50	堀内川第三橋	東方覚井線
51	東方第一橋	沼田福島線
52	覚井第三橋	沼田福島線
53	覚井第二橋	沼田福島線
54	駅通り橋	一武駅通り線
55	大木橋	大木筋田線
56	福島第一橋	福島佐土原線
57	福島第三橋	福島山仁田線
58	永井田橋	福島山仁田線
59	百太郎第四橋	福島山仁田線
60	水無川橋	水無川線
61	平野第三橋	水無川線
62	堀内川橋	尾丸掘ノ内線
63	百太郎第九橋	下原切原野線
64	百太郎第十橋	昭和線
65	百太郎第十一橋	昭和線
66	百太郎第五橋	原村栄線
67	幸野溝第三橋	原村栄線
68	百太郎第三橋	山仁田線
69	百太郎第八橋	工業団地線
70	大藪橋	狩政線

No.	橋梁名称	路線名
71	百太郎第六橋	診療所線
72	百太郎第七橋	本別府線
73	新久保橋	本別府線
74	幸野溝第二橋	本別府線
75	山仁田橋	山仁田中島線
76	下田橋	山仁田中島線
77	幸野溝第一橋	志戸内谷線
78	百太郎第二橋	山仁田第二線
79	幸野溝第五橋	三平松線
80	百太郎第一橋	大平線
81	茶畑橋	茶畑線
82	中原第二橋	東中原工区線
83	中原第一橋	中原野村線
84	幸野溝第九橋	狩政線
85	幸野溝第六橋	大谷原線
86	水堀橋	水堀中島線
87	中島第一橋	水堀中島線
88	幸村橋	寺村線
89	野間第一橋	平岩野間線
90	野間第三橋	平岩野間線
91	由留木橋	新立岩城線
92	十日市橋	新立岩城線
93	野間川橋	新立岩城線
94	古川橋	新立岩城線
95	高原第一橋	野間高原線
96	高原第二橋	覚井高原線
97	高原第三橋	二ッ池線
98	高原第四橋	高原線
99	七代橋	高原線
100	高原第五橋	高原目郎線
101	山下橋	山下線
102	里橋	滝ノ水線
103	覚井第一橋	杉園神倉線
104	佐土原橋	佐土原十日市線
105	岩下橋	佐土原十日市線
106	登立橋	登立線

No.	橋梁名称	路線名
107	園川橋	岩下線
108	中島橋	錦中央線
109	錦大橋	錦中央線
110	浜川第一橋	錦中央線
111	大谷川線	錦中央線
112	野間川橋	木上堤防線
113	木上溝第四橋	馬場荒田線
114	荒田第一橋	目郎岩城線
115	荒田第二橋	目郎岩城線
116	木上溝第六橋	目郎岩城線
117	木上溝第三橋	馬場線
118	馬場橋	馬場線
119	木上溝第二橋	目郎堤防線
120	木上溝第七橋	目郎堤防線
121	平野第一橋	平川平野線
122	平良第一橋	平野線
123	平良第二橋	平野線
124	平良第三橋	平野線
125	平野第五橋	養魚場線
126	平野第二橋	高黒線
127	平野第四橋	安心堺角線
128	七代第二橋	七代線
129	木上溝第五橋	七代線
130	水無川第二橋	水無川線
131	新平野橋	安前尾丸線
132	木上大橋	平川平野線
133	一丸橋	一丸第二線
134	尾町橋	尾町線
135	幸野溝第十橋	小鶴線
136	黒坂橋	野間高原線
137	志ヶ原橋	下原栄線
138	一武橋	下原栄線